

契約の締結について

(仮称)新松戸地域学校跡地有効活用施設整備工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

平成27年2月27日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 契約の目的 (仮称)新松戸地域学校跡地有効活用施設整備工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
- 3 契約金額 878,554,000円を上限とする。
- 4 契約の相手方 (代表者)  
松戸市常盤平五丁目24番地の1  
PPP新松戸株式会社  
代表取締役 関 口 昌太郎  
(施設整備工事担当事業者)  
千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3  
新日本建設株式会社  
代表取締役 金 網 一 男

## 提 案 理 由

新松戸地域学校跡地有効活用事業の実施に当たり、（仮称）新松戸地域学校跡地有効活用施設を整備するため。